

平成23年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成22年12月
金 融 庁



1. 経済の持続的な成長への貢献(1)

◆証券の軽減税率の延長

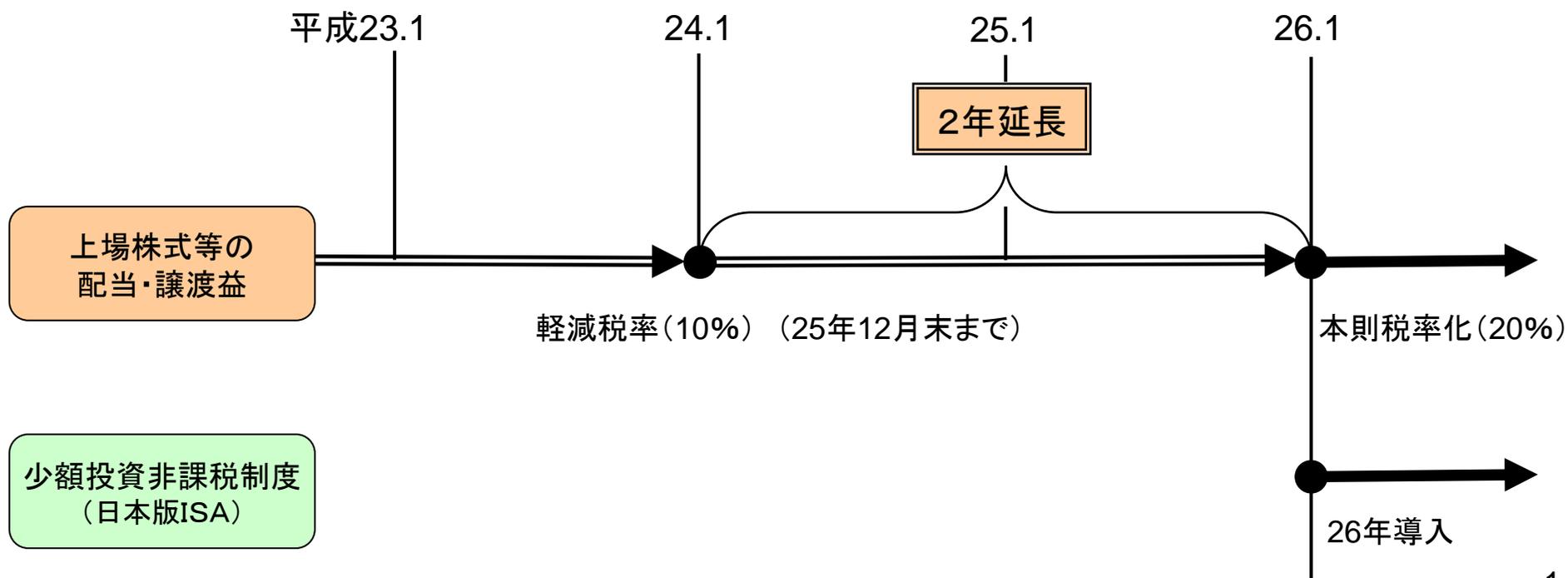
【大綱の概要】

○ 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率については、景気回復に万全を期すため、2年延長する(平成25年末まで)。

※ これに伴い、少額投資非課税制度(日本版ISA)の導入時期については、平成26年1月からとする。

※ 総合課税の対象とされる大口株主が支払いを受ける配当の要件については、発行済株式の総数に占める保有割合を、現行の5%から3%に引き下げる(平成23年10月から)。

(参考) 今後の証券税制のスケジュール



1. 経済の持続的な成長への貢献(2)

◆金融商品に係る損益通算範囲等の拡大

【大綱の概要】

- 平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率になることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信・預金	源泉分離(利子所得)	非課税
先物取引(取引所取引)	申告分離(雑所得)	

公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(1)

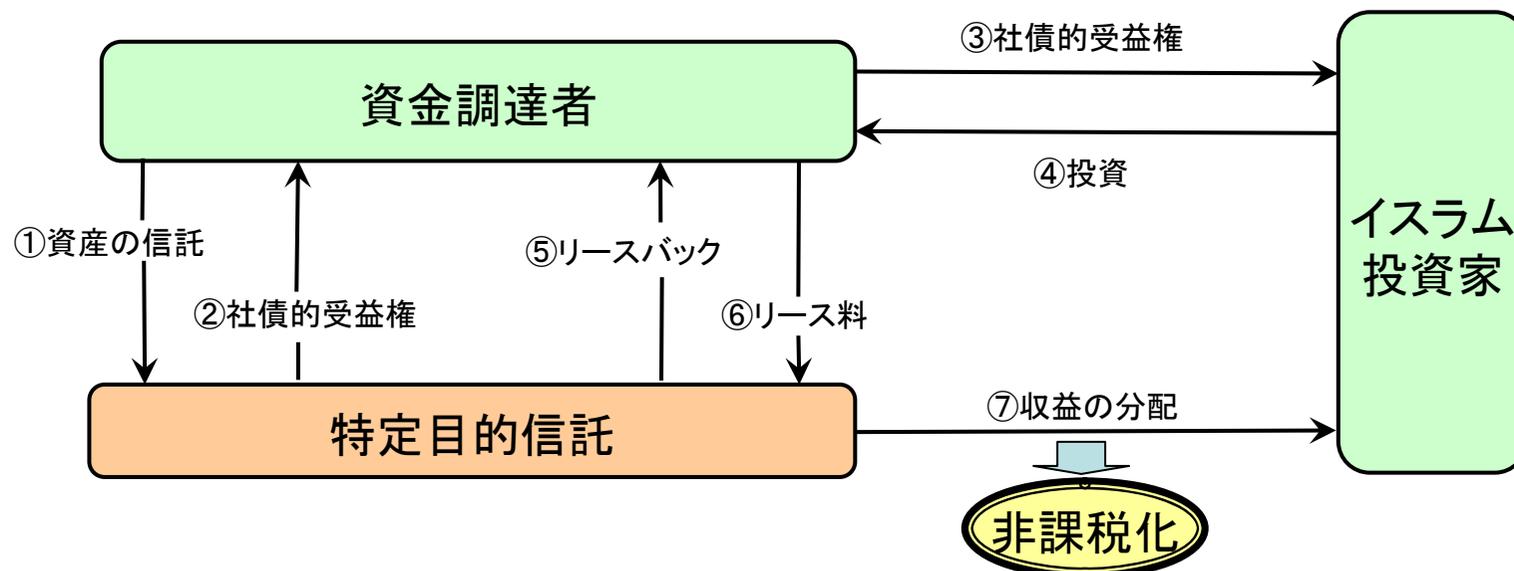
◆イスラム金融に関する所要の税制措置

【大綱の概要】

- イスラム債として活用可能な「社債的受益権」の税制上の取扱いについて、
 - ① 海外投資家が受ける「社債的受益権」の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、
 - ② 「社債的受益権」の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買戻しに係る「登録免許税」及び「不動産取得税」を非課税とする等の所要の改正を行う。
- ⇒ 我が国においても、イスラム債発行を通じてイスラム・マネーを呼び込むことが可能に

※ 「社債的受益権」とは、資産流動化法上の特定目的信託が発行する受益権で、実質的に社債と同視し得るもの。

<「社債的受益権」(イスラム債)の発行スキーム>



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(2)

◆証券貸借取引に関する所要の税制措置

【大綱の概要】

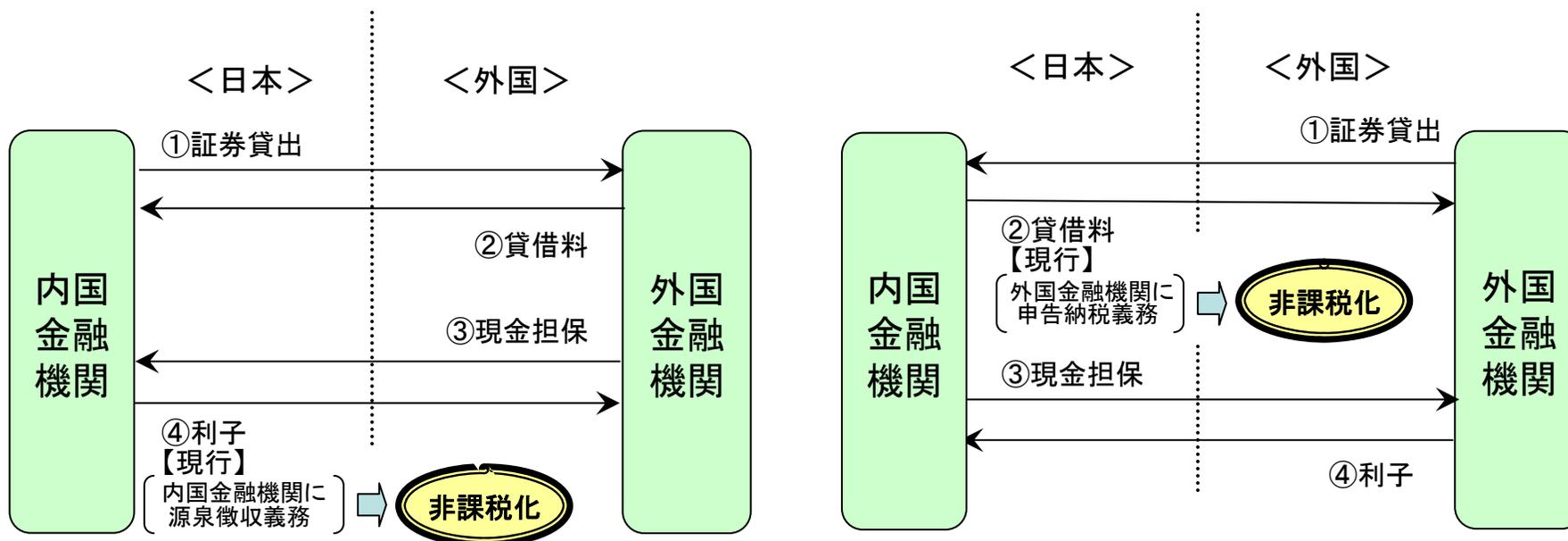
○ 我が国短期金融市場への外国金融機関等の参加を促進し当該市場の活性化を図るため、

外国金融機関等が「証券貸借取引」で支払を受ける「利子」及び「貸借料」を非課税とする。

※ 取引期間6か月以内等の要件を満たす証券貸借取引で、現金又は有価証券を担保とするものが対象。

※ 証券貸借の対象証券は、振替国債、振替地方債、振替社債等、上場株式等及び一定の外債。

※ 債券現先取引に係る利子の課税の特例の対象債券も、上記に合わせて拡大(上場株式等は除く)。



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(3)

◆国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

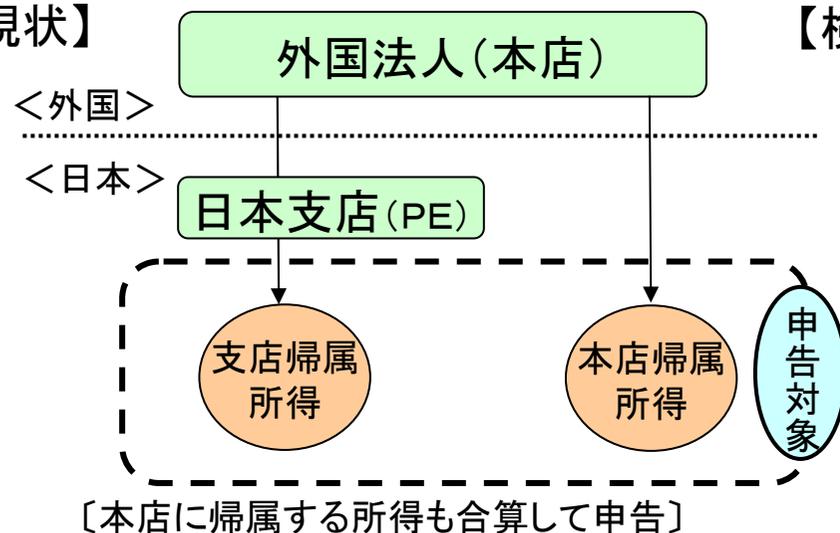
【大綱の概要】

○ 国際課税原則については、今般のOECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態等を把握しつつ、
「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。

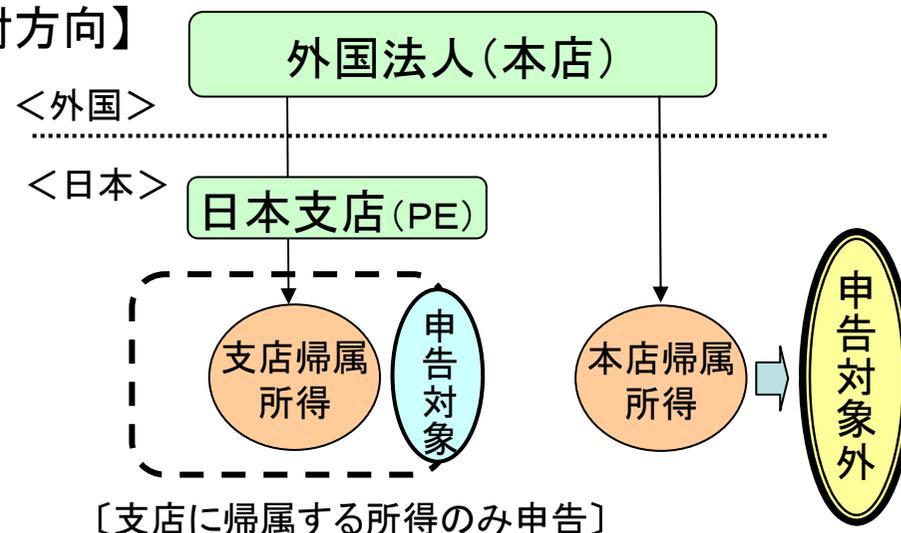
※ 「総合主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属する所得に限ることなく、すべての国内源泉所得に課税すべきという考え方

※ 「帰属主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方

【現状】



【検討方向】



3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(1)

◆特定口座の利便性向上に向けた所要の措置

【大綱の概要】

- 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
 - ・ 「相互会社の株式会社化」に伴い発生した上場株式(特別口座で管理されているものに限る)
 - ・ 「株式無償割当」により取得した上場株式(基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合)
 - ・ 「新株予約権無償割当」により取得した上場新株予約権
 - ・ 「特定口座内保管上場株式等である新株予約権」の行使により取得する上場株式
 - ・ 「非適格ストックオプション」の権利行使により取得した上場株式
 - ・ 「被相続人等の持株会等口座」から相続等により取得した上場株式等

【参考】

- 「特定口座」は、個人投資家の納税事務の負担を軽減する観点から設けられた制度
 - － 平成22年6月末の時点で、約2,300万口座が開設
- 特定口座に受け入れることができる上場株式等は、税法に限定列挙

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(2)

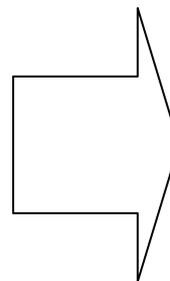
◆店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

【大綱の概要】

- 金融商品間の課税の中立性を高める観点から、
「店頭デリバティブ取引等」に係る所得(現状、「総合課税」)については、
「市場デリバティブ取引等」に係る所得と同様に、
 - ・ 「20%申告分離課税」とした上で、
 - ・ 両者の「損益通算」及び「損失額の3年間の繰越控除」を可能とする。

(現 状)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	総合 (雑所得)



(改正後:平成24.1~)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	